

中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲について

従来、中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）への加入が認められていなかった同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退制度の「従業員」として取り扱うことができるようにする等、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）の改正を行うもの。

改正の概要は以下のとおり。

- ① 退職金共済契約の申込みの際、
 - イ 申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合には、その旨
 - ロ 被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合には、その旨を、退職金共済契約申込書に記載
- ② 被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合は、退職金共済契約申込書に次のものを添付
 - イ 被共済者となる者が、申込者に使用される者で、賃金を支払われる者であることを証する書類
 - ロ 被共済者となる者が小規模企業共済法上の共済契約者でないことをその者が誓約する書類
- ③ 被共済者が退職時において共済契約者の同居の親族であるときは、退職時の届出に次のものを添付
 - イ 被共済者が共済契約者に使用される者で、賃金を支払われる者であったことを証する書類
 - ロ 退職の事由を証する書類
(被共済者が同居の親族のみを雇用する共済契約者に雇用される者であるときは、転職し、又は傷病、高齢その他これらに準ずる事由により退職し、その後当該共済契約者に雇用されることが見込まれないことを証する書類)
- ④ 掛金負担軽減措置の対象には、同居の親族のみを雇用する共済契約者は含まれない旨を規定
- ⑤ 共済契約者は、当該企業における雇用状況に次の変更があった際は、遅滞なくその旨を(独)勤労者退職金共済機構に届け出るよう規定
 - イ 同居の親族以外の者を雇用する共済契約者が、同居の親族のみを雇用することとなったとき
 - ロ 同居の親族のみを雇用する共済契約者が同居の親族以外の者を雇用することとなったとき
- ⑥ 小規模企業共済法上の共済契約者を中退制度の包括加入の原則の適用除外とするとともに、共済契約を締結できない者として規定

⑦ その他所要の改正を行う。

根拠規定

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第3条第3項第6号、
同条第4項第3号、第23条第1項、第27条第1項及び第37条

今後のスケジュール

公布日：平成22年11月中旬（予定）
施行日：平成23年1月1日（予定）